

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 5 月 9 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年5月8日（木）午後15時00分

場所 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

農業委員24名

1 番 西富 大二郎	2 番 深水 進	3 番 西村 清敏
4 番 牧坂 邦夫	5 番 福原 幸一	6 番 葭村 誠一
7 番 網田 稔	8 番 徳永 芳也	9 番 東 哲治
10 番 田中 敏郎	11 番 田中 友博	12 番 森山 哲也
13 番 林田 智博	14 番 谷口 憲治	15 番 坂本 修
16 番 内田 勤矢	17 番 宮本 淳一	18 番 松田 則康
19 番 上村 悦美	20 番 福嶋 徳行	21 番 上島 恵二
22 番 木下 三智也	23 番 牧野 正治	24 番 上田 隆幸

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の総会は、ゴールデンウィーク明けの開催ですので、委員会などの総会準備が短い期間となり、何かと大変だったのではと思います。本当にお疲れさまでした。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、6番の葭村誠一委員と7番の網田稔委員を、書記に事務局の前田啓史主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願についての7件でございます。

議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書6ページ、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の24番の譲受人の氏名の訂正をお願いいたします。譲受人の氏名の下の名前の字の訂正をお願いいたします。普通の普になっておりますので、訂正をここに示すこの字に訂正願います。

以上です。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請30件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番と2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、バラなどを栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付する計画です。

2番は、農地所有適格化法人が経営拡張するための所有権移転の申請です。譲受人はトルコキキョウなどを栽培する法人で、申請地には水稻を作付する計画です。これまで譲受人の父親が代理人を務める農業法人へ中間管理機構を通して貸付をしておりましたが、譲渡人の高齢化により所有権の移転をするものです。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

3番から6番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

5番と6番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、7番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

7番から9番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽

培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

9番は、父へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人には果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま7番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

10番から12番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、水菜を栽培されている農家で、申請地には水菜を作付される計画です。

11番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

12番は、兄への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものであるとの協議結果ございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま10番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、13番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

13番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されている農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、14番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

14番と15番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、前回からの継続案件で、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稻、麦を作付しており、許可後申請地を水稻の苗床として利用、及びサツマイモ、豆類を作付する計画です。申請地は石混じりの土でかさ上げされ、耕作できる状況ではなかったため、申請人に耕作できる状況へするよう指導しておりましたが、農地として耕作できる状況に復元されております。

15番は、借入地取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は引き続き水稻の苗床として使用される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの

協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま14番と15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、16番。

7番 網田稔委員

7番委員の網田です。

16番から20番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、孫へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、大根、キャベツを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

18番と19番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地はそれぞれ所有する農地に隣接、もしくは近接する農地であることから、耕作の便宜上交換されるものです。18番の譲受人は、水稻、露地野菜を栽培している農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

19番の譲受人は水稻、露地野菜、樹木を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

20番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は、実家での農業経験があり、申請地には柿、栗、露地野菜などを作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席していただき、営農計画などの聞き取りを行った結果、ご本人は高齢ではありますが、知人と2人で営農されることが確認できたため、今回の申請については問題ないものと判断いたしました。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま16番から20番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、21番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

21番と22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は、
水稻を栽培する兼業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

22番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は、
水稻、スイカを栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画で
す。

以上2件、先日の地区委員会におきまして、検討した結果、農地法
第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なもの
と協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま21番と22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、23番。

20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

23番から30番について、地区委員会での協議状況をご報告いた
します。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水
稻、トマトを栽培する兼業農家で、申請地には大根など露地野菜を作
付される計画です。

24番は、新規就農のため親子間で使用貸借権を設定する申請です。
借受人は会社員ですが、父親が高齢で農業の継続が困難な状況となら

れたことから、今後は譲受人が農業を引き継がれるもので、申請地では既存のハウスを利用して、スイカ、ナスを栽培される計画です。借受人に対しては、聴き取り調査を行いました、その結果、営農計画など何ら問題ないことを確認いたしております。

25番は、子へ贈与するため所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、スイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付される計画です。

27番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は、ミカンを栽培される専業農家で、申請地にはミカン、栗を作付される計画です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、イチジクなどを栽培される専業農家で、申請地には水稻、イチジクを作付される計画です。

29番は、第三者への贈与するため所有権を移転する申請です。譲受人は、栗、柿を栽培される専業農家で、申請地には栗と露地野菜を作付される計画です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、肉用牛の繁殖、肥育及び販売事業を営む農地所有適格法人で、申請地には飼料用の牧草を作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま23番から30番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

11番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

1 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、不動産売買業を営む法人が、令和6年3月28日付で許可を受けた「建築条件付売買予定地」の事業計画の一部を変更する申請です。

今回、申請地の北側に隣接する農地の地権者から、将来的に開発道路への接続が可能となるよう、開発道路の延伸の要望があったとのことです。このため、計画内容の見直しを行ったところ、開発基準の区画最低面積を確保できなくなったため、隣接農地を分筆し、事業計画区域の拡張を行うものです。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、拡張部分の面積53㎡を加えた1,590㎡に当初の計画と同じく、建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発指導課とは都市計画法32条の変更同意協議中とのことです。工事期間は令和8年5月31日までを予定されており、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。

また、今回の事業計画変更に伴い、転用面積の変更が必要となることから、本申請と同時に、農地法第5条の許可申請が提出されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の事業計画変更は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区

委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いいたします。

2 2 番 木下三智也委員

2 2 番委員、木下です。

1 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、敷地拡張するための転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の一団の農地の区域内にある、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「既存施設の 2 分の 1 を超えないもの」に該当すると判断しました。

土地利用計画は、既存住宅 8 3 5 m²に転用面積 1 0 0 m²を自宅の敷地として転用される目的で、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地には隣接する住宅の合併浄化槽が既に設置されており、今回の申請にあたっては、農地法に違反し、これまで利用してきたことについて深く反省する始末書が添付されています。

以上 1 件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2 番。

7 番 網田稔委員

7 番委員、網田です。

2 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある区域内の農地で、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、同集落に居住するものが集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほ

かに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に鋼材置場、型枠置場として利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土は行わないとのことです。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請19件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、レンタカー業務を営む法人が賃借権を設定し、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、高速道路の出入口から300m以内にある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積4,995㎡にレンタカー186台分として整備する計画です。現在2,500台を所有しているとのことです。近年のインバウンド、TSMC関連で需要は多くなり、さらに200台を増車される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可は不要ですが、盛土規制法に関し盛土高は50cm以下を予定しており、許可は不要とのことです。届出を行う旨、開発指導課と事業者において調整しているとのことです。工事期間は令和7年8月末日までの予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認いたしております。資力、信用など、転用行為の現実性が認め

られ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、1番については総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
 次は、2番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

2番と3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、所有権移転による農業用倉庫及び農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積396㎡に農業用倉庫及び農業用資材置場への計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の特定盛土等規制区域内にありますが、切土により生じる崖の高さは2m以下で、土地の面積は500㎡以下で規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和7年12月31日までを予定されており、許可後はすみやかに着手されることを確認いたしております。

3番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積485㎡に個人住宅、木造平家建て1棟

の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域内にありますが、切土により生じる崖の高さは2 m以下、土地の面積は5 0 0 m²以下で規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和7年12月31日までを予定されており、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま2番と3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

4番から7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、所有権移転による診療所への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10 ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積991 m²に2階建て診療所1棟、職員及び来客者用駐車場15台分を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和8年5月31日までを予定されており、許可後はすみやかに着手されることです。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1号に該当する施設で、開発許可事前審査申出書が提出済みです。

5番は、第2号議案の1番でご承認いただきました事業計画変更承認申請と同時に申請されたもので、不動産売買業を営む法人が、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。事業内容

等については、第2号議案の1番でご説明した通りでございます。

6番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を合わせた総事業面積263㎡に木造平家建1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和8年4月1日までを予定されており、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。

7番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積52㎡に、申請人の自家用車の駐車場として普通車両3台分を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

なお、申請地については、譲渡人が10年前に農業用ハウスを解体した後、資材置場として利用しており、今回の申請にあたって農地法に違反していたことについて深く反省する旨の始末書が提出されております。申請地は現状のまま利用するため、工事については不要となっております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま4番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

8番と9番について、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

8番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積330㎡に木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和8年4月30日までを予定されており、許可後は、すみやかに着手されることを確認致しております。

9番は、保育所の園庭及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「土地収用法、その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請人が運営する保育園2園の合併に伴い、新園舎を建設することで園庭及び駐車場が不足するため、転用面積1,539㎡に園庭並びに職員及び来客用の駐車場35台分を建設する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域になっており、土地の面積が500㎡を超えていますが、盛土の高さが30cm未満のため、許可不要であることを確認しております。工事期間は令和8年5月17日までを予定されており、許可後すみやかに着手されることを確認致しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願

いたします。

議長 ただいま8番と9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

10番から12番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、個人が所有権移転し、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の宅地を含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を重機4台、ダンプ7台、従業員駐車場11台、休憩所として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土は行わないとのことです。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

11番は、個人が所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和8年5月31日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認いたしております。

12番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申

請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟の計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等问题ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年11月30日までの予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま10番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

13番から16番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番から16番は関連で、土木建設業を営む法人が廃土置場へ転用するため所有権移転する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、申請地5筆、総転用面積1,118㎡、他地目含む総事業面積1,736㎡に、公共事業工事で発生した廃土置場に利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は東側水路へ放流する計画です。工期は、令和20年3月31日までを予定されており、許可後すみやかに着手されることを確

認しております。

なお、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規定に基づき土石の堆積に関する工事の届出書の提出がなされております。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま13番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

17番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、自営業を営む個人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地315㎡を業務に必要な砕石、空洞ブロックなどの資材置場のほか、通路として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

なお、申請地は二十数年前、所有者の親族が住宅を建てる計画で造成されましたが、その後、計画が中止となったということで、敷地内は砂利が敷かれた状態のままとなっております。そのため、今回の申請にあたっては、深く反省するとともに、今後、このようなことがないように注意する旨の顛末書が提出されております。資金計画、排水計画などに問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。既に造成が完了しているところから、工事は必要なく現状のまま利用される計画です。

18番と19番は関連で、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生

産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、祖父と父親名義の農地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて240㎡に木造2階建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査申出書回答済で、許可の見込みはあるものと判断いたします。工事期間は、令和7年6月15日から令和8年6月15日までを予定されており、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま17番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案でございます。この件については、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）について説明をいたします。

 一覧は、議案書14ページの表をご確認ください。

 まず、所有権移転です。明細は議案書15ページの1番から17ページの15番までとなっており、熊本県農業公社への売渡しが4件、同じく熊本県農業公社からの買入れが11件で、面積は15件合わせて、田3万5,022㎡、畑5,085㎡の合計4万107㎡となっています。

 次に、農地中間管理機構との貸借で、明細は議案書17ページの16番から42ページの152番までの137件となっています。契約期間別では6年未満が49件、10年以上が88件で、面積は137件合わせて田45万1,437.13㎡、畑10万6,620.42㎡

の合計55万8,057.55㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されており、このうち全て一括方式となっています。なお、農用地利用集積等促進計画案の配分については、今回はありませんでした。

第5号議案の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますのでご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村が農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番については、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は、対象農地1筆を願い出人自らが引き続き耕作を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において証明書の交付について何ら問題ないと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

それでは、2番、お願いいたします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

2番については、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明願です。願い出人は、水稻、ジャガイモ、キャベツ、白菜を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において証明書の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、特定貸付による相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人が納税猶予を受ける対象農地3筆を中間管理機構へ適正に貸付けされていれば、納税猶予の継続が可能となっております。対象地

は、中間管理機構である熊本県農業公社に引き続き貸し付けられます。その農地について、現在も営農が継続されていることを地元委員が確認しました。

以上１件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第５の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

１番から１０番までの合計１０１件となっております。件数のみをご報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第６のその他です。本日、該当ありません。

それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時02分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 7年 5月 9日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 葭 村 誠 一

署名委員 網 田 稔

書 記 前 田 啓 史